

平成19年 6月19日

青森県健康福祉部健康福祉政策課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲



十和田市の生活保護患者の柔道整復師受診対策に関する要望

生活保護患者の医療選択の理解を広めるため
別紙の件について、下記要領のお願い

1.

病気やケガの治療を受けるとき

病気やケガで医師や柔道整復師などの治療を受ける場合、医療券や施術券を受けて下さい。なお、この券を受ける前に治療を受けたときは、すみやかに福祉事務所に届け出て下さい。

2. 別添「参考例」の周知徹底

注① 別紙十和田市の「お知らせ」は生活保護受給者に対する一般的注意の大事です。

② 「今回の要望」は、一般的注意ではなく医療選択に対する柔道整復師医療にかかる誤解防止施策です。この注意を紛らわすようなことを行う担当職員の疑問です。

③ 平成19年 5月15日県当局の事務連絡に感謝と要望

今回「事務連絡」を賜ったことに感謝申し上げます。

そうした中で、「十和田市の取り組み」例に見る疑問例がある理解の要望です。この注意に国通知「参考例」の周知徹底の要望です。